

**子どもの入院医療費が  
助成されます**

平成24年4月診療分より既存の乳幼児医療費助成制度に加え、新たに入院医療費の助成（子ども医療費助成）制度が始まります。

〔注〕「乳幼児医療費受給資格証」のような証は交付されません。

**【対象者】**

大洲市に居住している小学校1年生～中学校3年生の子ども  
※ただし、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である人、重度心身障害者医療費および母子家庭医療費の助成制度や、その他の制度により医療扶助・給付を受けている場合は、助成の対象となりません。

**【助成の内容】**

入院時の医療費自己負担額のうち、自己負担限度額までを払い戻します。  
（自己負担限度額を超えた分は、加入している保険から払い戻しが受けられます。）

入院した場合に病院の窓口にて「健康保険証」などを提示し、いったん医療費を支払ってください。（「限度額適用認定証」などを

提示することで、支払いが一定の金額でおさまる場合があります。）その後、払い戻しの手続きを行ってください。

※保険から高額療養費や付加金が支給される場合は、先にその支給を受けてください。

**【手続方法】**

次のものを持参して、窓口で助成金請求の手続きをしてください。

- ・病院が発行した「保険適用区分が明記された領収書」
- ・子どもの健康保険証
- ・保護者名義の通帳など
- ・認め印
- ・健康保険から高額療養費や付加給付金などの支給がある人は、その明細の分かるもの

（平成24年4月診療分より、当該保険給付日の翌月から2年以内に申請してください。）

**【担当窓口・問い合わせ先】**

- 保険環境課高齢者医療係
- ☎24-1713（直通）
- 長浜支所地域振興課
- ☎52-1113（直通）
- 肱川支所地域振興課
- ☎34-2331（直通）
- 河辺支所地域振興課
- ☎39-2113（直通）

**後期高齢者医療保険料の改定について**

**【平成24・25年度保険料（1人当たり年額）】**

	平成24・25年度	平成22・23年度
均等割額	44,194円	(41,227円)
所得割率	8.72%	(7.84%)
限度額	550,000円	(500,000円)

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度、保険料の見直しを行っています。

**【保険料の計算方法】**

$$\begin{array}{|l} \text{保険料(年額)} \\ \text{※10円未満切り捨て限度額55万円} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{均等割額} \\ 44,194円 \end{array} + \begin{array}{|l} \text{所得割額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{基礎控除 (33万円)} \\ \text{後の総所得金額等} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ 8.72\% \end{array} \end{array}$$

**【保険料負担軽減を継続】**

- ・世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。また、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の人は、所得割額を5割軽減します。
- ・制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人（国民健康保険・国民健康保険組合は除く。）は所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

**【年金収入ごとの保険料額（単身世帯の一例）】**

年金収入	軽減割合	平成24・25年度 保険料額（年額）	平成22・23年度 保険料額（年額）	比較 （年額）
80万円	均等割9割軽減	4,410円	4,120円	290円増
150万円	均等割8.5割軽減	6,620円	6,180円	440円増
200万円	均等割2割、所得割5割軽減	55,840円	51,400円	4,440円増

**【問い合わせ先】** 愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎089-911-7733  
保険環境課高齢者医療係 ☎24-1713（直通）

## 青年就農給付金のお知らせについて

平成24年度より、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（準備型）および経営が不安定な就農直後（経営開始型）の青年就農者に対し、給付金を支給する新たな制度が始まります。

なお、希望者は説明会を開催しますので、参加してください。

### 【準備型】

・給付金 年額150万円  
（最長2年間）

- ・条件 次のすべてを満たすこと
- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること
- 2 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- 3 県が認める研修機関・先進農家などで、おおむね一年以上研修すること
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと

なごい市  
農林水産課農政係  
☎242111

### 【経営開始型】

・給付金 年額150万円  
（最長5年間）

- ・条件 次のすべてを満たすこと
- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること
- 2 独立・自営就農であること
- 3 親元就農の場合、5年以内に経営を継承すること、または親の経営から独立した部門経営を行うこと
- 4 独立・自営就農5年後には生計が成り立つ実現可能な計画を立てること
- 5 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと

※その他にも条件があります。

### 【説明会】

- ・日時 5月22日(火)午後1時30分～
- ・場所 大洲市役所2階大ホール
- ※参加する場合には、事前に電話で申し込みをお願いします。

### 【申し込み・問い合わせ先】

農林水産課農政係  
☎242111

(内線2227、2200)

## 外国人住民の住民登録制度が変わります

外国人に関する各種法律の改正により、新たな在留管理制度が平成24年7月9日から導入されます。これにより現行の外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法が適用されます。

### 【改正のポイント】

①住民基本台帳に記録され、住民票の写しなどが発行できるようになります。

住民票を作成する対象者は、観光など短期滞在者を除く適法に3か月を超えて在留する外国人で、住所のある人です。

②外国人登録証明書に変わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

なお、「外国人登録証明書」は、改正後も在留カードなどとみなされ、引き続き有効ですので、すぐに切り替えの手続きをする必要はありません。有効期限および切替時期は次のとおりです。

・特別永住者：現在お持ちの外国人登録証明書の次回確認日まで有効（一部例外あり）。切替時に特

別永住者証明書に切り替え。  
・永住者：改正後3年以内に入国管理局で在留カードに切り替え。  
・それ以外の中長期在留者：改正後の在留期間の更新、または在留資格の変更時に在留カードに切り替え。

③市役所や入国管理局での手続きが変わります。  
市区町村をまたいで住所変更する場合は、旧住所地の市区町村役場で転出の手続きを行い、その後、新住所地の市区町村役場で転入の手続きを行うこととなります。出国する時も国外転出の届け出が必要です。

在留資格の変更や在留期間の更新などの手続きは、改正後は入国管理局で手続きをするだけで済みますので、市役所へ届け出る必要はありません。

### 【仮住民票の送付について】

対象となる外国人住民には、平成24年5月7日以降に住民票の記載内容確認のため、現在の外国人登録原票の記載をもとに作成した仮住民票を送付します。

### 【問い合わせ先】

市民課戸籍係

☎242111（内線114）

## 国民年金の「学生納付特例制度」について

学生納付特例制度は、所得が少なく保険料を納めることが困難な学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。

承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。ただ、就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を追納することもできます。

### 【対象となる人】

大学（大学院）、短大、高等学校、専門学校、専修学校などに在学する学生で、本人の所得が一定額以下である人

### 【対象期間】

平成24年4月～平成25年3月  
（1年ごとに更新手続きが必要）

### 【受付期間】

平成24年4月～平成25年4月末

### 【申請に必要な書類】

- ・年金手帳（20歳到達により初めて国民年金に加入する手続きと同時に申請する場合は、年金手帳は必要ありません。）

- ・印鑑
- ・学生証の写し、または在学証明書

### 【申請窓口・問い合わせ先】

- 市民課市民係
- ☎241710（直通）
- 長浜支所地域振興課
- ☎241113（直通）
- 脇川支所地域振興課
- ☎242331（直通）
- 河辺支所地域振興課
- ☎242113（直通）

## 徘徊高齢者位置情報サービス 利用費補助事業を開始

徘徊行動の見られる高齢者の早期保護と安全確保のため、位置情報サービス（GPS携帯端末）を利用する人に対し、初期費用の一部を補助します。これにより、介護する人の精神的および経済的負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境を整備します。

### 【補助対象者（申請者）】

- 左記条件のどちらも満たしていることが必要です。
- ・大洲市に住所を有し、徘徊高齢者を在宅で介護する人

※介護者が徘徊高齢者と同一住所であることが必要です。

徘徊高齢者と介護者の世帯構成員に、大洲市の市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない人

### 【補助対象経費】

申込手数料、加入料金、サービスの利用に最低限必要な機器の購入費用など、初期費用について補助します。

オフション機器は、補助対象になりません。

### 【補助金額】

1万5000円  
※補助対象経費がこの金額未満の場合は、その額を限度とします。

### 【その他】

- ・要介護認定・要支援認定などで、高齢者に徘徊行動が見られない場合は、補助対象となりません。
- ・月々の基本料金および使用料などは、契約者の負担となります。
- ・補助対象機器については、ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

- 高齢福祉課高齢者福祉係
- ☎241714（直通）

## 農業者戸別所得補償制度 相談窓口の開設について

昨年4月から畑作物にも対象を拡大し、本格実施した農業者戸別所得補償制度のさらなる普及・推進を図るため、農業者に対する相談窓口を開設します。

制度内容について分かりにくい点や、これから申し込みをしようとする人は、お気軽にご利用ください。

### 【開設時期】

5月14日（月）～6月29日（金）  
午前9時～正午、午後1時～4時  
※土・日は除きます。

### 【開設場所】

愛媛たいき農協喜多支所2階

### 【持参するもの】

- ・営農計画書（控）
  - ・交付申請書
  - ・印鑑（認め印で結構です。）
- ※新規申込者は、印鑑のみで可。

### 【問い合わせ先】

- 農林水産課農政係
- ☎242111
- （内線227、228）
- 愛媛たいき農協営農企画課
- ☎244181

毎年5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。

## 「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

民生委員・児童委員は、安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、いろいろな活動を行っています。

相談したいと思っている人や支援を求めている人の中には、相談をしたくても「どこに」「誰に」相談したらよいのか分からない人がいます。地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

- ・地域のみなさんの相談相手です
- ・悩みや心配ごとに関する相談を受け、解決に向けて助言やお手伝いをします。

・福祉情報をお知らせします

多くの人が福祉サービスを利用できるように、福祉情報をお知らせします。

・福祉のアンテナを立てています

地域に住んでいるみなさんの福祉に関する問題や要求、期待をキャッチします。

・専門機関を紹介します

その場で解決できない場合もあります。その時は専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。

・みなさんと行政を結ぶパイプ役です

誰もが安心して生活できるように、みなさんの声を行政や関係機関に届けます。

民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域のみなさんから受けた相談内容の秘密は、厳重に守られます。

### 【問い合わせ先】

社会福祉課

☎ 241715 (直通)

長浜支所地域振興課

☎ 21114 (直通)

脇川支所地域振興課

☎ 2347 (直通)

河辺支所地域振興課

☎ 2113 (直通)

## 国有財産先着順売却のお知らせ

国土交通省大洲河川国道事務所では、現在、先着順売却を受け付けています。

### 【先着順売却に付する事項】

・売却財産の名称

種別：土地 地目：宅地

・売却財産の数量など

355・07㎡(実測面積)

・売却財産の所在地

大洲市大洲字鉄砲町8-2番7外1筆

・売却価格 1490万円

### 【現場説明】

売買を希望する場合は、必ず現地で物件をご確認ください。

希望者には随時、現場説明を実施しますので、左記にお問い合わせください。

### 【申請書の提出場所】

大洲河川国道事務所経理課

(郵送は不可)

### 【受付期間】

4月23日(月)～9月28日(金)

(売却相手が決定次第終了)

### 【受付時間】

午前10時～正午、午後1時～5時  
(土・日・祝日を除く。)

### 【詳細情報(リンク)】

左記のとおり情報を掲示、掲載していますので、ご覧ください。

・掲示場所

大洲市役所、山鳥坂ダム工事事務所、大洲河川国道事務所

・掲載場所

大洲河川国道事務所ホームページ

<http://www.skr.mlit.go.jp/ozu/index.html>

「入札契約情報」↓「国有財産先着順売却公告」

着順売却公告

【問い合わせ先】  
国土交通省四国地方整備局  
大洲河川国道事務所経理課  
☎ 245180

## 大洲都市計画道路・臨港区の変更新案の縦覧について

市では、大洲都市計画道路の変更(廃止・一部廃止・名称変更)および臨港区の区域変更に関する素案の作成後、2月9日に説明会を開催し、市民のみなさんからご意見をいただいで、諸手続きを進めてきました。

このたび、都市計画法に基づき、次のとおり案の縦覧を行います。

### 【変更を行う都市計画(決定)】

・長浜港港町線の名称変更(県)

・長浜港仁久線の一部廃止(県)

・紺屋町松原線の廃止(市)

・長浜臨港地区の区域拡大(市)

### 【縦覧期間】

5月15日(火)～29日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、土・日は除きます。)

※縦覧期間中、案についての意見を提出することができます。

### 【縦覧場所】

都市整備課

(※県決定の道路の変更案は、県都市計画課でも縦覧、意見書の提出ができます。)

【問い合わせ先】  
都市整備課都市計画係  
☎ 2111 (内線244)